

## 実証試験要領（案）に対する指摘と対応（案）

## 1．実証試験要領全体に係る指摘と対応（案）

指摘内容	章	ページ		項目	対応（案）
		旧	新		
もっと大型の滅菌器を対象とした装置も実証試験の対象とすべきではないか。		1	1	1. 対象技術	アンケート調査では、200L 以下の滅菌器が数多く使用されているという結果が出たため、この範囲の容量が実際に使用されている滅菌器の数量として最も多いと考え、対象滅菌器容量は 50～200L とする。
滅菌装置に排ガス処理装置を内蔵したものも対象技術に含めるべきではないか。		1	1	1. 対象技術	処理装置のついていない滅菌器が数多く使用されているため、後付けによる対策を主眼としている。一方で、内蔵型は同じ試験要領では評価できないため、本実証試験の対象からは外すこととする。
実証対象技術について、一定の選定基準を設けるべきではないか。		5	5	2. 対象技術選定	基準がなくとも選定は可能であると考えられるため、基準は設けないこととする。
実証対象機器の設置費用の推算をすべきである。		7	7	1.(3) 運転及び維持管理実証項目	表4に「主な関連費用」の項目を追加。
		8	8	2.(3) 費用の評価	項目を新設し、「実証機関は、環境技術開発者の協力の下、電力使用量、2次生成物の処理費用、消耗品の価格等、運転及び維持管理にかかる費用を評価するために必要な情報を整理しなければならない。」とした。
	付1	30	33, 34	実証申請書	「価格(円)」、「ランニングコスト(円/月)」を削除し、「コスト概算」の項目を新設。
	付3	40, 41	47	実証試験結果の要約イメージ	「価格(円)」、「ランニングコスト(円/月)」を削除し、「コスト概算」の項目を新設。

2. 個別の事項に対する指摘と対応(案)(1/6)

指摘内容	章	ページ		項目	対応(案)
		旧	新		
活性炭や水による一時貯留によって濃度コントロールを実施している場合は、シミュレータ内の酸化エチレン総量と処理装置排気中の酸化エチレン総量の比較(移動収支)による処理効率の算定が必要ではないか。		6	6	1.(1) 排ガス処理性能 実証項目	表2。「処理率(移動収支)」の項目を新設。 項目の内容に、「酸化エチレンの酸化エチレン処理装置への総流入量及び総排出量から算定される移動収支」を記載。
		12	14	3. 試験方法 (1)排ガス処理 性能実証項目 の試験方法	表6。「処理率(移動収支)」の項目を新設。 「処理率は、実証対象機器の入口及び出口ダクトにおける酸化エチレン濃度及び流量から求める。出口濃度は、連続全炭化水素計測装置またはガスクロマトグラフ質量分析法によるデータを用いる。」を記載。
	付3	35 ~	41, 43	(2)排ガス処理 性能実証項目	処理率(移動収支)の項目を新設。
標準酸化エチレンガス処理試験の意義、試験方法について検討すべきである。		9	9	2. 試験条件 (1)試験の種類	「標準酸化エチレンガス処理試験は、酸化エチレンガスを一定の流量で1時間直接実証対象機器に導入し、処理後排ガス中の酸化エチレン濃度等の排ガス処理性能実証項目及び環境負荷実証項目を測定する試験である。導入する酸化エチレンガスの濃度及び流量は、実証対象機器の最大処理量が測定できるよう、環境技術開発者が設定する。詳細な試験条件は、実証試験計画において定める。」に修正。
	付3	35	39, 41	(2)排ガス処理 性能実証項目 標準酸化エチレン ガス処理試験	貼付すべきデータとして、(処理効率推移チャート)を追加。

2. 個別の事項に対する指摘と対応(案)(2/6)

指摘内容	章	ページ		項目	対応(案)
		旧	新		
単位時間あたりの処理量を加えるべきである。		9	9	2. 試験条件 (1) 試験の種類	「導入する酸化エチレンガスの濃度及び流量を、実証対象機器の最大処理量が測定できるよう、環境技術開発者が設定できる」という条件設定に変更。
	付1	29	32	実証申請書	「単位時間あたり最大処理量」の項目を追加。
	付3	35	39	(2) 排ガス処理 性能実証項目 標準酸化エチレン ガス処理試験	「単位時間あたり処理量」(1分あたり最大処理量、1運転あたりの処理量)の項目を追加。
湿度の項目を追加すべきである。		9	9	2. 試験条件 (1) 試験の種類	「実証機関は、酸化エチレンガスを加湿する等、実際の酸化エチレン滅菌器の使用状況等を考慮してより詳細な試験条件を検討し、実証試験計画を定めることとする」という文を追加。
カートリッジ式のパターンの酸化エチレン濃度を記載する必要があるのではないか。		9	9 ~ 11	2. 試験条件 (1) 試験の種類	2. 酸化エチレン滅菌器シミュレータ排ガス処理試験の第4行「処理対象ガスは、20%酸化エチレン/CO <sub>2</sub> ガスを使用する。」の文を削除。 パターンBの文中に、「処理対象ガスは95~100%酸化エチレンガスを使用し」という説明を追加。同様に、パターンAの説明文中に、「処理対象ガスは20%酸化エチレン/CO <sub>2</sub> ガスを使用し」という説明を追加。 同様の内容を表5にも記載。
表5中のパターンの説明をもっと簡潔にすべきではないか。		9	11	2. 試験条件 (1) 試験の種類 表5	パターンAは、「ボンベ式の酸化エチレン滅菌器を想定。」 パターンBは、「カートリッジ式の酸化エチレン滅菌器を想定。」という表現に修正。

2. 個別の事項に対する指摘と対応(案)(3/6)

指摘内容	章	ページ 旧	ページ 新	項目	対応(案)
<p>排出パターンは、環境技術開発者が決めるべきではないか。</p>		9~11	9~12	<p>2. 試験条件 (1) 試験の種類</p>	<p>パターン A、パターン B の試験の詳細について、文章で記載。 各パターンの詳細は以下の通り。 (パターン A) 給ガス、滅菌工程及びエアレーション工程の時間設定は、環境技術開発者の申請により決定する形に修正。 チャンパー内の酸化エチレンガス濃度は約 700mg/L に設定。 パターンの工程を詳細に記載。 5回のエアレーション工程によって、チャンパー内の酸化エチレンガスが排出し切らないと実証機関が判断した場合には、エアレーション工程の回数を増やすよう記載。 試験に用いるチャンパーの正確な容量、詳細な排出パターン等は、実証試験計画において定めるよう記載。</p> <p>(パターン B) 給ガス、滅菌工程及び洗浄工程の時間設定は、環境技術開発者の申請により決定する形に修正。 チャンパー内の酸化エチレンガス濃度が約 900mg/L に設定。 パターンの工程を詳細に記載。 45 分の洗浄工程でチャンパー内のチャンパー内の酸化エチレンガスが排出し切らないと実証機関が判断した場合には、洗浄工程の時間を延長するよう記載。 試験に用いるチャンパーの正確な容量、詳細な排出パターン等は、実証試験計画において定めるよう記載。</p>
<p>陰圧式でドライポンプを採用している滅菌器もあるので、パターン B はどちらの真空機構(エアエジェクターとドライポンプ)でも行えるようにすべき。</p>	9, 11	10, 13	<p>2. 試験条件 (1) 試験の種類</p>	<p>パターン B の説明に、「排気装置には、エアエジェクターまたはドライポンプを用いることとする。エアエジェクターの場合には、実証機関が用意する流量 100L/min のものを利用することとし、ドライポンプの場合には、実証対象機器に内蔵されているポンプまたは環境技術開発者が用意するポンプを利用する。」という記述に変更。 図 4(旧図 2)の試験装置イメージを修正。</p>	

2. 個別の事項に対する指摘と対応(案)(4/6)

指摘内容	章	ページ 旧 新		項目	対応(案)
試験装置イメージの図1、2は「例示」とすべきである。		10, 11	12, 13	2. 試験条件 (1) 試験の種類	図2(旧図1)、図4(旧図2)の題名を、「試験装置イメージ(例示)」に修正。
入口、出口ダクトの位置を明確にすべきではないか。		10, 11	12, 13	2. 試験条件 (1) 試験の種類	「試験装置イメージ(例示)」中に、試料採取位置を記載。
パターンBの圧力のグラフが実状と異なるので、修正すべきである。		11	13	2. 試験条件 (1) 試験の種類	パターンBのグラフを、滅菌後圧力が減少する形に修正。
処理効率の算定に際し、加水反応型処理装置の測定には、連続炭化水素計ではなくガスクロマトグラフィー法を主体とすべきである。		12	14	3. 試験方法 (1) 排ガス処理性能実証項目の試験方法	「処理率は、実証対象機器の入口及び出口ダクトにおける酸化エチレン濃度及び流量から求める。出口濃度は、連続全炭化水素計測装置またはガスクロマトグラフ質量分析法によるデータを用いる。」という表現に修正。
騒音の測定方法の測定条件を明確にすべきではないか。		13	15	3. 試験方法 (2) 運転及び維持管理実証項目の試験方法	「詳細な測定条件は実証機関が設定し、実証試験計画に記載する。」を追加。
消費電力量の単位は kWh/回とすべきである。		13	16	3. 試験方法 (2) 運転及び維持管理実証項目の試験方法	消費電力量の単位を「kWh/回」に修正。
	付3	40	45	(3) 運転及び維持管理実証項目	消費電力量の単位を「kWh/回」に修正。

2. 個別の事項に対する指摘と対応(案)(5 / 6)

指摘内容	章	ページ		項目	対応(案)
		旧	新		
停電に対する対応は、滅菌器側の停電時、実証対象機器の停電時、通電再開時の3種類があるのではないか。		13	16	3. 試験方法 (2) 運転及び維持管理実証項目の試験方法	「停電に対する対応は、滅菌器側の停電時、実証対象機器の停電時、通電再開時(滅菌器の通電再開時、実証対象機器の通電再開時、滅菌器実証対象機器双方の通電再開時)について、環境技術開発者が提出する試験結果より評価。」に修正。
	付1	30	35	実証申請書	本申請書に添付する書類の「停電時に対する対応」の説明に、(滅菌器側の停電時、実証対象機器の停電時、通電再開時[滅菌器の通電再開時、実証対象機器の通電再開時、滅菌器実証対象機器双方の通電再開時])を追加。
	付3	40	45	(3) 運転及び維持管理実証項目	非常事態への対応に、「滅菌器側の停電時、実証対象機器の停電時、通電再開時」の項目を追加。
処理可能な滅菌器のサイズ、単位時間当たりの処理量、運転に必要な滅菌器からの信号を記載すべきではないか。	付1	29	32, 33	実証申請書	1. 自社による試験結果に「使用滅菌器」、「使用滅菌器容量」、「単位時間あたり最大処理量」の項目を、2. 製品データに「接続滅菌器の制約条件」(機器運転に必要な通信機能、対応できる滅菌器の形状等の制約条件、対応できる滅菌器種等の特記事項)の項目を追加。
	付3	41	46	(5) 製品データ	「対象滅菌器容量」「接続滅菌器の制約条件(機器運転に必要な通信機能、対応できる滅菌器の形状等の制約条件、対応できる滅菌器種等の特記事項)」の項目を追加。
実証試験結果の要約イメージには、シミュレータの排気パターンも記載すべきではないか。	付3	36 ~	41, 43	(2) 排ガス処理性能実証項目	排気パターンのグラフを記載。 シミュレータの排気パターンを記載する項目を追加。

## 2. 個別の事項に対する指摘と対応(案)(6/6)

指摘内容	章	ページ		項目	対応(案)
		旧	新		
処理装置排出ガスの排出方法(装置)なる項目を設けるべき。	付1	29	33	2. 製品データ	「前処理、後処理の必要性」の項目で対応可能である。
	付3	40	46	(5)製品データ	「前処理、後処理の必要性」の項目で対応可能である。
排ガス処理時の発熱量(温度上昇)を評価に加えるべき。	付3	40	45	(4)運転及び維持管理実証項目	「その他(実証対象機器の発熱等)」の項目を新設することで対応。

## 3. 実証試験要領以外での対応が適切と考えられる指摘

指摘内容	章	ページ		項目	対応(案)
		旧	新		
知的所有権の保護について検討すべきである。				知的所有権	実証試験要領ではなく、契約書その他で定める。
社外秘事項の取扱いについて検討すべきである。				秘密保持	実証試験要領ではなく、契約書その他で定める。

4. その他事務局による修正(案)(1/6)

章	ページ		項目	対応(案)
	旧	新		
	1	1	1. 対象技術	「本実証試験の対象となる…」を、「本実証試験要領の対象となる…」に修正。
	1	1	2.(2)第1項「実証試験に関連する～」	「実証試験の関係者・関連組織を明らかにする」に修正。
	2	2	(3).用語の定義 表1	実証対象技術の定義を、「実証試験の対象となる、酸化エチレンの除去手法を指す。実証対象技術は、明確な科学的根拠を持つものでなければならない。」に修正。 実証申請者の定義に「申請した技術が実証対象として選定された後、実証申請者を環境技術開発者と呼ぶ。」を追加。 環境技術開発者の定義を「実証対象技術の保有者を指す。申請した技術が実証対象として選定される前までは、実証申請者と呼ぶ。」に修正。 「運転及び維持管理記録」を削除。
	3	3	1. 環境省	「実証試験に係わる、実証機関の費用を負担する」を新設。
	3	3	2. 環境技術実証モデル事業検討会	第2項.「実証結果」を「実証試験結果」に修正。
	3	4	4. 実証機関	第7項の「操作及び維持管理」を「運転及び維持管理」に修正。 第7項の最後に、「運転及び維持管理の担当者は、適切な資格を有しているか、必要な訓練を受けている者とする。」を追加。 第13項.「実証試験における試料採取・監視・測定・分析は、実証機関の費用負担と責任で行うものとする。」を新設。
	3	4	5. 技術実証委員会	第2項.「実際の」を削除。
	4	4	6. 環境技術開発者	「原則として、実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用を負担する。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も負担する」を新設。 第4、5項の「操作や測定」、「操作、維持管理」をそれぞれ「運転や測定」「運転及び維持管理」に修正。
	5	5	1. 申請	付録1の各修正を反映し、「申請すべき内容」を再整理した。
	6	6	1.(1)排ガス処理性能実証項目	第1行の「実証項目」を、「排ガス処理性能実証項目」に修正。 第2行.「実証機関は、これら以外の実証項目についても評価の必要性を検討し、決定した排ガス処理性能実証項目を全て実証試験計画に記載する。」に修正。



4. その他事務局による修正(案)(2/6)

章	ページ		項目	対応(案)
	旧	新		
	6	6,7	1.(2)周辺環境影響項目 表3	「周辺環境影響項目」を「環境負荷実証項目」に修正。 第2行。「本実証試験の環境負荷実証項目として想定されるものを、表3に示す。実証機関は、これら以外の実証項目についても評価の必要性を検討し、決定した環境負荷実証項目を全て実証試験計画に記載する。」に修正。 表3「使用資源」の項目を表4 運転及び維持管理実証項目へ移動。 表3。内容の項の「2次生成物中の発生量」を「1運転あたりの2次生成物の発生量」に修正。
	6	6,7	1.(3)運転及び維持管理実証項目	表4。「使用資源」の実証項目の内容を、「1時間あたり」から「1運転あたり」に修正。
	7	6	1.(3)運転及び維持管理実証項目	第1行。「定量的・定性的な運転及び維持管理上の性能評価、またこれらに伴う費用の評価のために必要な実証項目として想定されるものを、表4に示す。実証機関はこれら以外の実証項目についても検討し、決定した運転及び維持管理実証項目を全て実証試験計画に記載する。」に修正。
	7	7	2.実証試験計画の策定	「技術検討委員会」を「技術実証委員会」に修正。
	9	9	2.試験条件 (1)試験の種類	「なお、実証対象機器の特性により、対応できない試験がある場合は、試験を実施する必要はない。」を追加。
	9	9	2.試験条件 (1)試験の種類 2.酸化エチレン滅菌器シミュレータ排ガス処理試験	第3行。「処理後排ガス中の酸化エチレン濃度等の排ガス処理性能実証項目及び環境負荷実証項目を測定する試験である。」に修正。 「処理対象ガスは、20%酸化エチレン/CO <sub>2</sub> ガスを使用する。」を削除。
	9	9, 10	2.試験条件 (1)試験の種類 2.酸化エチレン滅菌器シミュレータ排ガス処理試験	パターンの説明に、「ただし、水封式ポンプからの排水を循環利用し、下水系統へ排出しない機器の場合には、水封式ポンプを使用しても良い。」という文章を追加。
	10, 11	12, 13	2.試験条件 (1)試験の種類 図表1、図表2 (現図1,図3)	排出パターンの概要の圧力表示を、相対圧力表示に修正。 パターンがより明確に分かるようグラフを修正。
	11	13	2.試験条件 (1)試験の種類 工程表	給ガスの備考に、「カートリッジからガスを供給」を追加。 チャンバー入口弁を「閉」に修正。

4. その他事務局による修正(案)(3/6)

章	ページ		項目	対応(案)
	旧	新		
	10, 11	12, 13	2. 試験条件 (1) 試験の種類 図1、図2 (現図2, 図4)	チャンバー入口弁、出口弁を表記。 エアエジェクターの流量を表示。
	12	14	3. 試験方法 (1) 排ガス処理性能実証項目 の試験方法	第1行。「関連JISや関連規制に従うものとする。」を「関連JISや関連規制を参考とし、実証試験計画において定める」に修正。
	12	14	3. 試験方法 (1) 排ガス処理性能実証項目 の試験方法 表6	「処理効率」を「処理効率推移」に修正。 「出口濃度は、基本的に連続全炭化水素計測装置によるデータを用いる。」を追加。
	12	14	3. 試験方法 (1) 排ガス処理性能実証項目 の試験方法 1) 試料採取	第4行。「JISK0095に記載されているものを用いる」を「JISK0095を参考とする」に修正。
	12	14	3. 試験方法 (1) 排ガス処理性能実証項目 の試験方法 2) 試験条件	第2行。「JISB9914に則って測定する」を「JISB9914を参考として測定する」に修正。 「測定時点は、酸化エチレン濃度のピーク時とする。」を追加。
	12	15	3. 試験方法 (2) 周辺環境影響項目の試験方法 表7	「周辺環境影響項目」を「環境負荷実証項目」に修正。 第2行。「関連JISや関連規制に従うものとする。」を「関連JISや関連規制を参考とし、実証試験計画において定める」に修正。 表7。「JISに従って測定する。」を「JISを参考とする」に修正。
	13	16	3. 試験方法 (3) 運転及び維持管理実証項目の試験方法 表8	「電力、水等のコスト推計に用いる単価については、実証機関が適宜設定することとする。」を追加。

4. その他事務局による修正(案)(4/6)

章	ページ		項目	対応(案)
	旧	新		
	16	19	4.分析精度の管理 (2)測定信頼性の評価 1)感度変動 2)検出下限値、定量下限値の測定 5)二重測定	1)感度変動を、1)装置の感度変動に修正。 1)、2)の説明文を、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(酸化エチレン)」に記載されている内容に沿った形に修正。
	17	20	4.分析精度の管理 (2)測定信頼性の評価 5)二重測定	5)の説明文を、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(酸化エチレン)」に記載されている内容に沿った形に修正。
	18	21	4.分析精度の管理 2)異常値、欠測値の取り扱い	2)の説明文を、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(酸化エチレン)」に記載されている内容に沿った形に修正。
	20	23	・実証試験結果報告書の作成	第8項。(実証試験、実証試験実施場所での分析のための手続きを含む。)を(実証試験実施場所での分析のための手続きを含む。)に修正。 第14項 付録「運転及び維持管理記録」を削除、「実証対象機器の写真」を追加。
	21	24	1.データの品質管理 (2)測定とデータの取得	第3項。「標準化されていない試料採取手法」を、「標準化されていない試料採取手法や試料採取に用いる機器」に修正。また「測定技術」を「分析手法や分析機器」に修正。 第5項。「分析手法」を「分析手法、分析機器」に修正。 第6項。「全ての分析機器の校正の要求事項、校正基準を含む手法は、実証試験計画に規定されなければならない。」を追加。
	22	25	2.データの管理、分析、表示 運転及び維持管理実証項目の分析・表示方法	第4項の「対象技術の使用されている機器」を、「実証対象機器」に修正。 第5項の「運転及び維持管理技術」を「運転及び維持管理技能」に修正。
	22	25	3.環境・衛生・安全	第1項の「装置」を「実証対象機器」に修正。「廃棄物」を「2次生成物」に修正。 第4項の「廃棄物」を「2次生成物」に修正。 第7項の「処理システム」を「実証対象機器」に修正。
付0	24	27	1.適用範囲	第2行。「実証試験の一部または全てが」を「実証試験の一部が」に修正。

4. その他事務局による修正(案)(5/6)

章	ページ		項目	対応(案)
	旧	新		
付0	26	29	3.(6)苦情及び不適合の試験の管理	第2行。「技術開発者」を「環境技術開発者」に修正。
付0	26	29	4.(2)施設及び環境条件	第3行。「サンプリングまたは試験が試験所の」を「実証試験が」に修正。
付0	27	30	4.(3)試験方法及び方法の妥当性確認	節末の「データの完全性を維持するために」を、「誤操作によるデータの消失や誤変換がないよう」に修正。
付0	27	30	4.(4)設備	第1行。「サンプリング、測定及び試験の」を削除。
付0	27	30	4.(5)測定のトレーサビリティ	「またはサンプリング」を削除。
付0	27	30	4.(6)サンプリング	見出し、本文の「サンプリング」を「試料採取」に修正。
付0	27	30	4.(8)データの検証及び試験結果の品質の保証	第2行。文頭の「実証試験結果報告書の検証は」を「この検証は」に修正。
付1	29	31	(記入必須項目の説明)	記入必須項目についてより明確に表示。
付1	29	32	1. 自社による試験結果	「試験方法」の項目を追加。 「試験条件」として、「処理対象ガス」の項目を追加。 流入ガス、排出ガスの流量を、排ガス時と洗浄工程排気時それぞれについて記載できるよう修正。 静圧の単位を「hPa」に変更。 表外に、「酸化エチレン排出濃度の連続測定データがある場合は、該当資料を添付すること。」という記述を追加。同じく、「温度、湿度、流量の測定時点は、酸化エチレン濃度のピーク時とする。」を追加。
付1	29	33, 34	2. 製品データ	「機器名」を「実証対象機器名」に修正。 「対象滅菌器容量」の項目を追加。 「機器寿命」を「実証対象機器寿命」に修正。
付1	30	34	3. 納入実績	見出しを、「開発状況・納入実績」とし、開発状況の選択肢を追加。
付1	30	35	本申請書に添付する書類	「装置の設置」を「実証対象機器の設置」に修正。 「運転」に(標準的な運転パターン、所要処理時間)を追加。
付2	32	36	実証試験計画	第4行。「この他、」を削除。「技術検討委員会」を「技術実証委員会」に修正。

4. その他事務局による修正(案)(6/6)

章	ページ		項目	対応(案)
	旧	新		
付2	32	36	4. 実証対象技術及び実証対象機器の概要	見出しを「酸化エチレン処理技術」から「実証対象技術」に修正。 第3項。「動力」を「電力等」に修正。 第4項。「操作方法」を「運転方法」に修正。「装置の設定方法」を「実証対象機器の設定方法」に修正。 第5項。「廃棄物」を「2次生成物」に修正。「処理される酸化エチレンに対する割合」を追加。
付2	32	36	5. 実証実験のデザイン (1) 排ガス処理性能実証項目の実証試験	第2項。「試料採取装置」を「試料採取に用いる機器」に修正。 第3項。「分析装置」を「分析機器」に修正。
付2	33	37	5. 実証実験のデザイン (2) 周辺環境影響実証項目の実証試験	「周辺環境影響実証項目」を「環境負荷実証項目」に修正。 第2項。「分析装置」を「分析機器」に修正。
付2	33	37	7. データの管理、分析、表示 (1) データ管理	第2段落を「実証機関は、データの品質管理者を1名指名する」に修正。
付2	33	37	8. 評価	「実証試験計画では、監査グループの情報についても示されなければならない」に修正。
付3	35	39	(1) 装置名等	「装置名等」を「機器名等」に修正。 「装置名」を「実証対象機器名」に修正。 「テストサイト」を「実証試験実施場所」に修正。
付3	35 ~ 39	39, 41, 43	(2) 排ガス処理性能実証項目	静圧の単位を「hPa」に変更。
付3	40	45	(3) 周辺環境影響項目	「周辺環境影響項目」を「環境負荷実証項目」に修正。
付3	40	45	(4) 運転及び維持管理実証項目	見出し「(4) 運転及び維持管理項目」を「(4) 運転及び維持管理実証項目」に修正。
付3	40	45	(4) 運転及び維持管理実証項目	水消費量の単位を、「L/h」から「L/回」に修正。
付3	40	46	(5) 製品データ	「機器名」を「実証対象機器名」に修正。 「機器寿命」を「実証対象機器寿命」に修正。
資	-	i	資料編	実証モデル事業やワーキンググループに関する資料を追加した。